

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

ひこねじょう
彦根 城

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

しがけん ひこねし
滋賀県 彦根市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡 (記念工作物、建造物群を含む)、文化的景観の適用なし

4. 資産の概要

彦根城は、17 世紀から 19 世紀半ばの日本の政治体制をあらわす物証の代表例である。この政治体制は、国家全体の統一性と地域社会の自律的な発展を両立させた「統一された分権体制」であり、約 2 世紀半にわたって、日本の伝統社会を形成する骨格となった。

時代背景

17 世紀から 19 世紀半ばの世界は、国や地域ごとに多様な政治体制ができ、それを骨格にして特色ある伝統社会がつくられた時期だった。16 世紀、世界は初めて 1 つのネットワークで結ばれ、貿易が盛んになり、多くの国々が軍事的・商業的に勢力を拡大する動きをみせた。ところが、17 世紀になると、地球規模の寒冷化などの要因によって経済が収縮し、多くの国々は、対外的な拡大路線から転換して、国ごとのまとまりを強めるという共通の動きをみせた。各国の政権は、それぞれの歴史や文化に応じて最適の政治体制を整え、互いに関係を持ちながら、特色ある伝統社会を形成した。この動きは、19 世紀に世界の一体化が急速に進み、新しいシステムに転換するまで続いた。

「統一された分権体制」

この時期の日本で発達した政治体制は、中央政権 (徳川幕府) の強い求心力と統制を前提としながら、地方政権 (藩) がそれぞれの領域を自律的に統治する体制、すなわち「統一された分権体制」だった。幕府が日本全体を 1 つの国家としてまとめ、統治の仕組みを全国的に標準化する一方で、それぞれの領域内の統治は基本的に諸藩に委ねられた。諸藩は、領域内の軍事力を集約し、それに基づく組織的な政治権力を築き上げ、民と向き合ってその暮らしを守る責任を負った。それぞれの地域にねざした政権が独自の権限・財源を持ち、自らの意

思・自らの力で統治したことによって、中央への一極集中ではなく、日本全体の地域社会が発展した。江戸時代は、まさに地方が主役の時代だったのである。

この時期に発達した各国の政治体制は、中央集権的もしくは複合的な体制が多く、この日本の政治体制は、「中央集権的ではなく地方分権的」、「複合的ではなく統一的」であるという点で独特だった。「統一された分権体制」は、「統一」による国家全体の一体性・安定性と「分権」による地域社会の自律的な発展を両立し、日本の伝統社会を形成する骨格となった。

彦根城の全体構造と構成要素

彦根城は、この「統一された分権体制」において、近江（現在の滋賀県）の東部から北部にかけての領域を統治した地方政権（彦根藩）の政治拠点だった。彦根城の全体構造を一言で表すと、「政治機能を集約した求心的構造」である。城内には、領域内を統治するために必要なあらゆる機能が集約され、求心的に配置されていた。この構造から、「統一された分権体制」の特質や理念を読み取ることができる。

城の中心である丘の最高所には統治の正統性と永続性を象徴する天守、丘の麓には大名の住む御殿が構えられ、その周囲を取り囲むように重臣屋敷が配置された。この求心的・階層的な配置は、領域内の軍事力とそれに基づく政治権力を大名のもとへ集約し、大名と重臣が一元的・組織的に領域全体を統治したことを示している。16世紀までは在地レベルの小領主や共同体が独自の軍事力・政治権力を持っていたが、藩はこれを否定し、重臣を在地から切り離して城内に集住させ、軍事力を一元的にコントロールした。その上で、大名と重臣による組織的な意思決定の仕組みが整えられ、個別の利害に左右されることなく、領域全体の統治が行われるようになった。御殿は、大名と重臣による政治的意思決定の場、階層的な秩序を維持するための儀礼の場として用いられた。

城内に設けられた庭園は、大きな池を中心に多様な自然景観が再現され、茶室、馬場、矢場、水田などが配置されるという作りだった。大名と重臣らは、ここで対面して互いの結びつきを強めるとともに、和歌、漢詩、茶の湯、武芸などを総合的に実践した。自然を再現した景観の中に農耕、和漢の教養、武芸に関わる要素を配置した空間構成は、「自然と調和した平穏で豊かな世界」という統治者の理想を視覚的に表現したものである。

城内に設けられた藩校は、家臣が儒学をはじめとする学問と武芸を学ぶための教育施設である。儒学は、幕府と藩が奨励した学問で、上下の秩序を重んじ、道徳的な政治を目指す政治思想だった。武芸は、鍛錬を通じて統治者としての高い精神性を養うことを目的とした。藩校での教育は、藩内で政治理念を広く共有し、統治を担う全ての人材がその役割を自覚することに寄与した。

これらの諸施設は、石垣・堀で囲まれた空間の中に配置されており、全体として軍事施設としての機能を維持していた。また、城の要所に設けられた櫓は、防御上の要であり、武器・武具の保管場所としても利用された。城が軍事施設としての機能を維持していたことは、藩が領域内の軍事力を集約し、それに基づいて築かれた政権であったことを示している。その一方で、200年以上にわたって軍事技術の発達が止まり、城の軍事施設としての性能が全く改良されなかったことから、その軍事力を完全にコントロールし、発動することのない政権であったことが読み取れる。

以上のように、彦根城には、軍事、統治者の居住、政治的意思決定、儀礼、政治理念の創

出・共有といった、領域内を統治するために必要なあらゆる機能が天守を中心とする求心的構造の中に集約されていた。このことは、この地方政権（藩）が領域内を自律的に統治する完結した政治権力であったことをあらわしている。

城の標準化と代表例としての彦根城

この時代、日本全体では約 200 の藩が存在し、幕府によって委ねられたそれぞれの領域を自律的に統治しており、その政治拠点として城が機能していた。「統一された分権体制」を構成する幕府と諸藩は、基本的な権力構造や政治理念が共通していたため、約 200 の城は、立地条件や規模による違いはあるものの、その基本的な構造は標準化されたものとなっていた。

これらの標準化された城の中で、彦根城は、取り壊しや戦災の危機を免れたため、天守、御殿、重臣屋敷、庭園、藩校の建物や遺構を含む全体構造が最も良好に保存されている。また、藩主の井伊家が徳川将軍家を支える筆頭の地位にあったこと、16 世紀以前から存在した城の改修ではなく 17 世紀の初めに幕府主導で新しく築かれた城であることから、この政治体制の特質や理念を特に忠実に反映した標準形であるといえる。

世界史的に独特な「統一された分権体制」のもと、それぞれの地方政権は、自らの意思・自らの力で地域社会と向き合い、民の暮らしを守り、日本全体が発展する基盤となった。地方政権の拠点である彦根城は、地域を統治する機能が集約された構造を示しており、「統一された分権体制」の価値を最も良く伝える代表的な物証である。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から令和元年 5 月 20 日世界文化遺産部会報告時点（基準日：平成 31 年 3 月 1 日）までの取組・体制整備の状況

① 体制整備

- ・平成 19 年度：彦根市の市長部局に世界遺産担当職員 1 名を配置。
- ・平成 20 年度：彦根市の市長部局に彦根城世界遺産登録推進室を設置。
- ・平成 26 年度：上記の他、彦根市教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録準備室を設置。
滋賀県教育委員会は専門職員 1 名を彦根市に派遣（継続中）
- ・平成 27 年度：彦根市の世界遺産担当部局を一本化し、教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録推進課を新設。
- ・平成 31 年度：上記の課を市長直轄組織文化財課世界遺産登録推進室に所管替え。

② 県市の連携

- ・平成 26 年度～：
 - ・県市連絡調整会議 基準日までに 21 回開催。
(課長級以上の職員も参加し、体制整備や推進方法について協議)
 - ・作業グループ 基準日までに 34 回開催。
(主に、担当者間で価値の証明や保存管理体制についての研究)

③ 学術会議

- ・平成 29 年 10 月 23 日：第 1 回学術検討委員会（彦根市）を開催
議題：構成資産と顕著な普遍的価値・バッファゾーンの範囲・保存管理計画・比較研究
- ・平成 30 年 2 月 1 日：第 2 回学術検討委員会（彦根市）を開催
議題：構成資産による顕著な普遍的価値の証明方法・保存管理の課題・比較研究の課題
- ・平成 31 年 2 月 20 日：第 3 回学術検討委員会（彦根市）を開催
議題：推薦書原案（骨子）の文化庁への提出・今後の課題

④ 国外研究者との意見交換

- ・平成 23～30 年度に指導を受けた主な国外の研究者
ロンドン大学 タイモン・スクリーチ教授
ローマ大学 パオラ・ファリーニ教授
元イギリス文化省遺産局 クリストファー・ヤング氏
フランス 東アジア文明研究センター ニコラ・フィエヴェ氏
フランス エクス・マルセイユ大学 ニコラ・フォシェール教授
フランス 東アジア文明研究センター デルフィーヌ・ヴォムシャイド氏
- ・平成 30 年 10 月 23～26 日：日本イコモス国内委員会と彦根市が実行委員会を組織し、ICOFORT 彦根大会を開催。

(2) 令和元年 5 月 20 日世界文化遺産部会報告（基準日：平成 31 年 3 月 1 日）以降、本報告書作成時点（基準日：令和 2 年 3 月 1 日）までの取組・体制整備の状況

① 県市の連携

- ・平成 31 年 4 月 23 日：県市連絡調整会議を開催し、今年度の方針を確認。
- ・県市担当者協議 計 18 回開催。
- ・令和 2 年 2 月 19 日：滋賀県と彦根市が「彦根城の世界遺産登録推進に関する協定書」を締結。推薦書原案や添付資料の作成、登録推進のための普及啓発、国際的合意形成に関する事業、その他世界遺産登録実現のために必要な事業を協働して実施することを確認。

② 学術会議（別紙 3・4 参照）

- ・令和元年 9 月 10 日：彦根城世界遺産登録にかかる学術検討委員会（彦根市）
出席委員：宗田好史氏（京都府立大学）、稲葉信子氏（筑波大学）、西和彦氏（東京文化財研究所）、藤井讓治氏（京都大学名誉教授）、母利美和氏（京都女子大学）
オブザーバー：文化庁
議題：価値の証明について
- ・令和元年 11 月 28 日：彦根城世界遺産登録推進学術会議・学術検討委員会（県・市）
出席委員：宗田好史氏（京都府立大学）、稲葉信子氏（筑波大学）、清水重敦氏（京都工芸繊維大学）、杉山清彦氏（東京大学）、中井均氏（滋賀県立大学）、西和彦氏（東

京文化財研究所)、藤井讓治氏(京都大学名誉教授)

オブザーバー:文化庁

議題:緩衝地帯について、価値の証明について(時代背景、価値の属性・観点)

- ・令和2年2月21日:彦根城世界遺産登録推進学術会議・学術検討委員会(県・市)
出席委員:宗田好史氏(京都府立大学)、杉山清彦氏(東京大学)、西和彦氏(東京文化財研究所)、母利美和氏(京都女子大学)
オブザーバー:文化庁
議題:価値の証明について、保存管理体制の整備について

③ 国内研究者との意見交換

- ・令和元年8月28日:彦根城下町検討会議
参加:山村亜希氏(京都大学)、岩本馨氏(京都工芸繊維大学)
- ・令和元年9月20日:東京文化財研究所世界遺産研究会協議会に参加
- ・有識者との個別協議
 - ・3月1日 藤田達生氏(三重大学)
 - ・3月11日 母利美和氏(京都女子大学)
 - ・4月2日、9月6日 藤井讓治氏
 - ・9月4日、11月20日、12月26日、2月19日 宗田好史氏(京都府立大学)
 - ・9月26日、2月13日 杉山清彦氏(東京大学)
 - ・10月8日 清水重敦氏(京都工芸繊維大学)
 - ・1月20日 稲葉信子氏(筑波大学)、西和彦氏(東京文化財研究所)

6. 推薦に向けた課題

- (1) 令和元年5月20日の文化審議会世界文化遺産部会において示された彦根城に対する課題は、以下の5点であった。
- ・ 「統治」を軸とする顕著な普遍的価値の妥当性の更なる検討及び主張する価値等について国内外で広く共有を図ることが必要。
 - ・ 主張する価値とそれを証明する構成資産との対応関係に関する検討が求められる。
 - ・ 主張する価値に立脚した比較研究を継続すること。
 - ・ 緩衝地帯の範囲の妥当性の更なる検討と緩衝地帯に適用する法的担保措置の選択及びその妥当性の更なる検討が必要。
 - ・ 開発圧力が比較的強い都市域において、緩衝地帯及びその近傍を含めた資産周辺における影響をいかに制御するか、進行中の開発事業を含め適切な検討が必要。

令和元年度には、これらの課題に対して、学術検討委員会の委員をはじめとする国内の専門家との意見交換を行い、顕著な普遍的価値を「17世紀から19世紀半ばの日本の政治体制」すなわち「統一された分権体制」に求めることとし、その体制の特質を示す「彦根城の中堀(第二の堀)より内側の範囲および埋木舎」を資産範囲とした(別紙1、別紙2の図2)。こ

のような価値に立脚し、各国の政治体制および政治拠点との比較、日本国内における同種の資産との比較を行い、本資産が「統一された分権体制」の物証として他にはない価値を持っているとの結論を得た。

また、この価値を保全するために必要となる緩衝地帯の範囲を改めて定義し（別紙 2 の図 1）、この範囲における都市計画・景観等の規制の現状を検証したところ（別紙 2 の図 3・4）、緩衝地帯に対する規制として不十分であるという結論に至った。したがって、世界遺産登録を契機に都市としての価値を高めるまちづくりを推進するため、彦根市の関連部局において新たな計画・規制の検討を進めている。

(2) 今後の課題については以下の 8 点を考えている。

- ・ 顕著な普遍的価値のさらなる検討を進め、より精緻で分かりやすいものにすること。
- ・ 顕著な普遍的価値に対応して資産範囲を確定し、その根拠を明確に説明できるようにすること。
- ・ 顕著な普遍的価値の証明に必要な城の全体構造、構成要素を明らかにすること（「標準形」の定義の明確化、天守・庭園などの構成要素の価値に対応した位置づけ）。
- ・ 国内比較において、「統一された分権体制」が日本中に貫徹されていることを明らかにするとともに、その典型例が彦根城であり、かつ、現存する唯一の事例が彦根城であることを証明すること。
- ・ 顕著な普遍的価値に立脚した国際比較を進め、より精緻なものにすること。
- ・ 緩衝地帯の範囲の妥当性の確保と必要な計画等の立案および遺産影響評価の方法を確立すること。
- ・ 地元の理解と支援を深めること。
- ・ 国内外に向けて価値を発信し、彦根城に関する研究を充実させること。

7. 基準の適用

登録基準 (iii)

彦根城は、17 世紀から 19 世紀半ばの日本における、国家全体の統一性と地域社会の自律的な発展を両立した政治的・文化的伝統を物語る傑出した物証である。

「統一された分権体制」のもと、地方政権である藩は、求心的構造を持つ城を拠点にそれぞれの領域を統治した。全国に約 200 の藩が形成され、その権力構造や政治理念が統一されていたため、城の構造は標準化されたものになった。

登録基準 (iv)

彦根城は、17 世紀から 19 世紀半ば、すなわち世界の国や地域ごとに多様な政治体制ができ、それを骨格にして特色ある伝統社会が形成された歴史的段階における、日本独自の政治体制をあらわす建築物の顕著な見本である。

政治体制の拠点となった城は、領域内を統治するために必要なあらゆる機能が集約された求心的構造を持ち、全国的に標準化された様式となっていた。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 真実性

本資産の真実性は、彦根城および各構成要素の調査研究によって裏付けられている。彦根城全体と資産範囲内の建造物、考古学的遺構、庭園、石垣・堀などの構成要素は、以下の各属性に基づく高い真実性を保っている。

①形状・意匠

構成要素のうち建造物は、いずれも修理を重ねながら江戸時代の形状・意匠を保っている。御殿跡、重臣屋敷跡、藩校跡は、発掘調査によって絵図と一致する形状の建物跡、屋敷の境界などの考古学的遺構が確認されている。玄宮園は、絵図と一致する形状・意匠を保っている。石垣は、修理の際には記録に基づいて修理前と同じ形状に積み直されており、江戸時代の形状・意匠を保っている。

②材料・材質

構成要素のうち建造物は、修理の際に可能な限り当初の部材を使用し、損傷の著しい部材は同じ材料・材質のものに取り換えている。石垣の修理では、修理前の石材をそのまま使用するが、欠損部分については周囲に落下または城内で保管されている同じ材質の石材により補っている。

③用途・機能

江戸時代の政治の文化的伝統を伝える史跡として広く公開・活用されている。特に天守は彦根のシンボルとして、玄宮園は文化的な活動を体験する場として、現在も機能している。

④伝統・技能・管理体制

構成要素のうち建造物、庭園、石垣は、いずれも修理を重ねながら保存されているが、江戸時代と同様の伝統的な技法が用いられている。

⑤所在地・周辺環境

彦根城とその構成要素は、築城当初から位置を変えずに存続している（一部の移築された建造物を除く）。緩衝地帯については、景観法や都市計画法等に基づく規制によって、全体として望ましい周辺環境が維持されている。

(2) 完全性

本資産の顕著な普遍的価値をあらわす全体構造と全ての構成要素は資産範囲内に含まれており、資産範囲は過不足なく適切に設定されている。資産は、開発や管理放棄による悪影響を受けることなく、適切に保存管理され、良好な状態である。

①顕著な普遍的価値を表現するのに必要な要素が全て含まれているか。

本資産の範囲は、領域内を統治するために必要な機能が集約された城の全体構造をあらわ

しており、その中に天守、櫓、御殿、重臣屋敷、庭園、藩校、石垣・堀などの構成要素が含まれている。天守、御殿、重臣屋敷の求心的・階層的配置は、領域内の軍事力・政治権力を大名のもとへ集約し、大名と重臣が一元的・組織的に領域全体を統治したことを示している。庭園や藩校などの施設からは、政治体制が機能するために必要な理念を創出・共有していたことを読み取ることができる。これらの諸施設が石垣・堀で囲まれた空間の中に配置され、全体として軍事施設としての機能を維持していたことは、領域内の軍事力を集約・制御し、安全を保つ権力であったことをあらわしている。

彦根城全体は特別史跡に指定され、石垣・堀、建物跡などの考古学的遺構が良好に保存されている。構成要素のうち、天守と4つの主要な櫓、御殿と重臣屋敷の一部は、江戸時代の建物が保存されている。御殿、重臣屋敷、藩校は、全体の考古学的遺構が良好に保存されており、平面構成によって機能を説明することができる。庭園は、大部分の景観が良好に保存されている。

以上のように、この政治体制の特質を表現するために必要な全体構造と構成要素が資産範囲内に保存されており、資産全体として顕著な普遍的価値をあらわしている。

②資産の重要性を示す特質や背景を不足なく代表するために、適切な規模が確保されているか。

本資産の範囲は、中堀（第二の堀）によって厳重に囲まれた空間とこれに付属する埋木舎である。この政治体制の特質を表現するために必要な全体構造と構成要素は、全てこの範囲に含まれている。

③開発および／または管理放棄による負の影響を受けているか。

本資産は、文化財保護法に基づく特別史跡に指定されている範囲と、その指定範囲に挟まれた市道の一部範囲から成る（未指定の部分については、将来的な指定範囲の拡大を検討している）。この範囲内には、文化財保護法に基づく国宝1件、重要文化財5件、名勝1件が含まれている。行政および所有者は、文化財保護法に基づいて本資産を適切に保存管理しており、顕著な普遍的価値を損なうような開発や管理放棄による負の影響は生じない。また、彦根市による公有地化も適宜進めている。ただし、資産の内部には阻害要素となる施設等もあり、今後の課題となっている。また、自然災害への対応策を検討する必要もある（別紙5）。

緩衝地帯は、景観法や都市計画法等に基づく規制により、大部分については望ましい周辺環境が保全されている。規制が不十分な部分については、今後、規制や計画を策定する。

9. 類似資産との比較研究

（1）各国の政治体制および政治拠点との比較

17世紀から19世紀半ばの主要な世界各国の政治体制を対象とし、中央と地方の関係、国家全体の統合の形に着目して、日本の「統一された分権体制」と比較した。その上で、政治体制の特質が政治拠点（世界遺産に登録されている城塞、宮殿など）にどのように反映されているか、中央と地方の政治拠点の関係性を中心に分析し、日本の城の特質と比較した。

以上の比較分析から、当該期の日本の政治体制が「中央集権的ではなく地方分権的」かつ

「複合的ではなく統一的」であるという点で、他国にない独特の体制であることを確認した。また、この体制下で政治拠点となった日本の城は、領域内の政治機能を集約していること、全国的に標準化された構造であることが特徴であり、他国の政治拠点の特質とは異なっていることが明らかになった。

現段階では主要ないくつかの国を対象とした比較にとどまっているが、今後は対象とする国を広げるとともに、比較対象の抽出方法を説得力のあるものにする必要がある。また、既登録の世界遺産だけでなく、暫定一覧表記載資産も視野に入れる必要がある。

(2) 日本国内における同種の資産との比較

江戸時代に幕府・諸藩の政治拠点となった全ての城を対象とし、全体構成と構成要素について、江戸時代の状態、現在の保存状態を比較した。

その結果、全国の城の構造が標準化されていたこと、その中でも彦根城は「統一された分権体制」の特質や理念を特に忠実に表現した標準形といえること、5つの構成要素（天守、御殿、重臣屋敷、庭園、藩校）が真実性・完全性をもって全て保存されているといえるのは彦根城だけであることが明らかになった。したがって、彦根城は、現存する資産によって「統一された分権体制」の特質と理念をあらわすことのできる傑出した物証であるといえる。

今後は、「標準形」の定義を明確にし、各構成要素だけではなく城の全体構造を比較分析すること、比較項目として上記の5つの構成要素を選ぶことの妥当性を論証すること（価値に対応して必要かつ十分であるといえるか、他の要素を加える必要があるか）が必要であると考えている。

10. 構成資産の一覧表及び範囲図

一覧表 別紙1のとおり

範囲図 別紙2(図2)のとおり

11. 緩衝地帯(バッファゾーン)の範囲図と適用される規制の内容

範囲図および適用される規制の内容 別紙2のとおり

緩衝地帯の範囲は、資産の周囲に形成された都市(旧城下町)の範囲、旧松原内湖干拓地およびその周辺の範囲、琵琶湖岸から沖合に500mの湖上を合わせた範囲であり、河川や道路・線路等の土地利用物を境界として設定したものである。この範囲において、景観法、屋外広告物法、都市計画法、文化財保護法等に基づく土地利用規制および保護・保全計画を設けている。

ただし、緩衝地帯の範囲において、彦根市景観計画の「景観形成地域」となっていない区域など、現状では規制が不十分な部分が存在する。したがって、世界遺産登録を契機に都市としての価値を高めるまちづくりを推進するため、彦根市の関連部局において新たな計画・規制の検討を進めている。

12. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

(1) 策定済みの計画

- ・特別史跡彦根城跡保存活用計画（平成28年3月）

(2) 策定中の計画

- ・特別史跡彦根城跡整備基本計画（令和元年度から改定）
- ・名勝玄宮楽々園保存活用計画（令和元年度から策定）

(3) 策定予定の計画

- ・特別史跡彦根城跡内国宝・重要文化財建造物保存活用計画
（現在、天守の耐震診断を実施しており、その結果を受けて策定する予定）
- ・包括的保存管理計画（令和2年度以降）

13. 地域コミュニティの参画

- ・平成30年5月28日：市民による応援組織「彦根城世界遺産登録 意見交換・応援1000人委員会」設立（令和2年3月1日現在の会員数は1,525名）。
- ・平成30年7月8日、12月16日、令和元年7月7日、12月15日：彦根商工会議所で世界遺産検定を開催。
- ・平成30年10月5日～平成31年2月16日：彦根市と彦根商工会議所との共催事業として、市内の公民館を巡回する文化セミナー「世界遺産について学ぶ」を開催（全9回）。
- ・平成31年4月12日～令和元年7月19日：滋賀大学において彦根商工会議所寄附講座「世界遺産学」を開講。学生・社会人受講生が世界遺産について学ぶ。同時開催のプロジェクト科目では学生ガイドを養成。
- ・令和元年9月30日：「彦根城世界遺産登録 意見交換・応援1000人委員会」総会を開催。（文化庁 鈴木地平調査官講演）
- ・令和元年12月2日～令和2年2月3日：滋賀県立大学において彦根商工会議所寄附講座「世界遺産のまちづくり・人づくり」を開講。世界遺産に関わるまちづくりについて具体的事例を学び、課題解決のための活動の提案に取り組む。

14. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

- ・令和2年度 国際会議開催
- ・令和2～3年度 推薦書原案の作成、諸計画の策定
- ・令和4年度 ユネスコへの推薦決定、推薦書提出
- ・令和6年度 世界遺産登録（目標）

15. その他

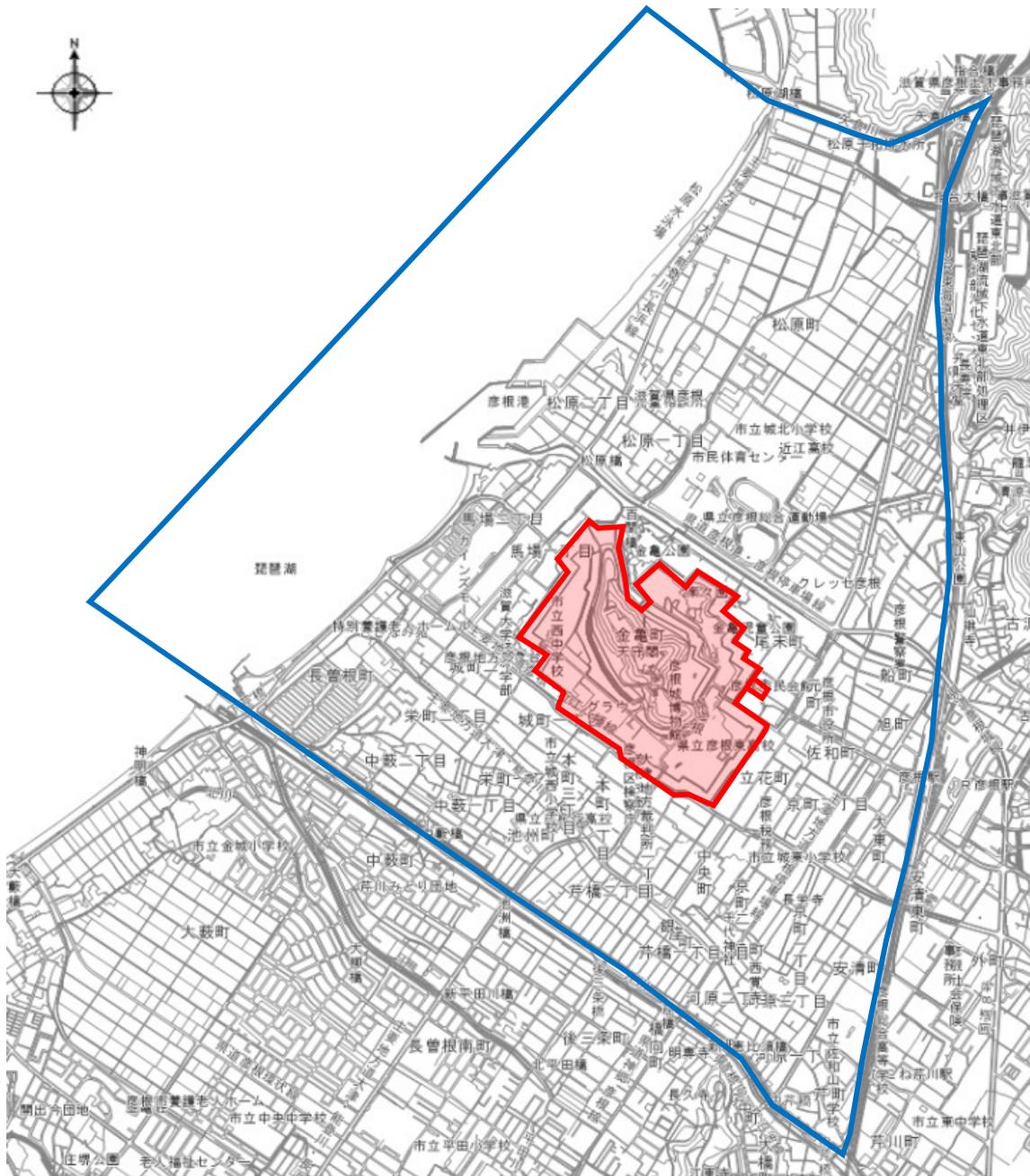
- 令和元年度末に「彦根城の世界遺産登録推進に関する協定書」に基づく「覚書」を県と市で締結する予定。
- 令和2年度は、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課内に「彦根城世界遺産登録推進室」を設置する予定。
- 令和2年度は、彦根市において「歴史まちづくり部」を新設する予定（文化財課、彦根城世界遺産登録推進室、都市計画課、市街地整備課など）。
- 令和2年度は、県と市で「協議会」を立ち上げ（事務局は滋賀県文化スポーツ部文化財保護課内）、学会会議等の事業を実施する予定。
- 令和2年度内に、国際会議を開催する予定。

別紙 1 構成資産の一覧表

資産名称 彦根城

No.	(ふりがな) 構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	(ふりがな) 所在地	指定に向けた 準備状況	備考
1	ひこねじょう 彦根城	特別史跡 (資産範囲に 含まれる構成 要素のうち、天 守は国宝、太鼓 門櫓・天秤櫓・ 西の丸三重櫓・ 佐和口多間櫓・ 馬屋は重要文 化財、玄宮楽々 園は名勝)	(資産範囲に 含まれる構成 要素のうち、表 御殿能舞台・旧 西郷屋敷長屋 門は彦根市指 定文化財)	しがけんひこねし 滋賀県彦根市	現在、特別史跡 に指定されて いない範囲に ついては、追加 指定を検討し ている。	

別紙2 資産および緩衝地帯の範囲図



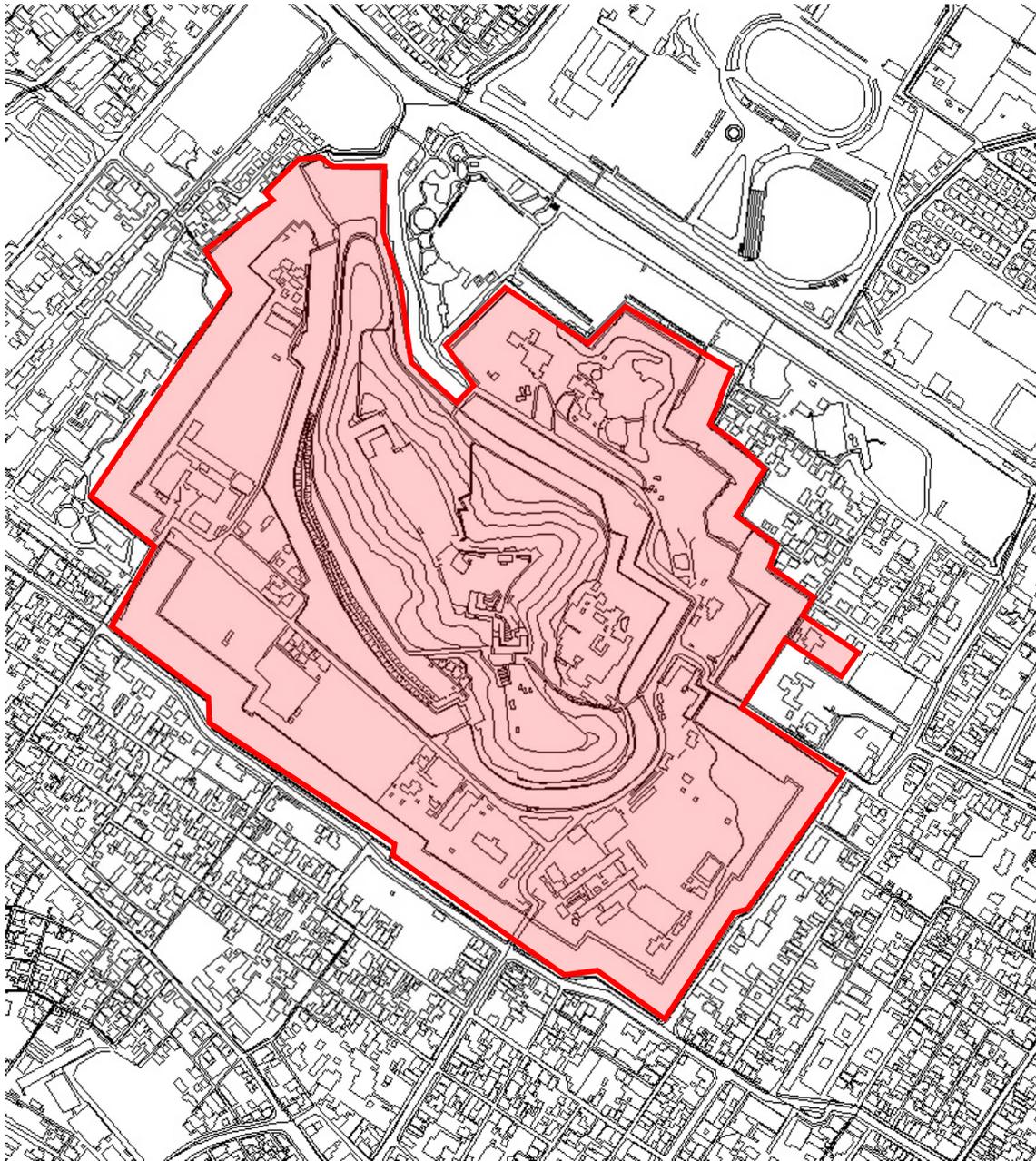
凡例

- 資産範囲
- 緩衝地帯

SCALE 1 : 25,000



図1 資産および緩衝地帯の範囲



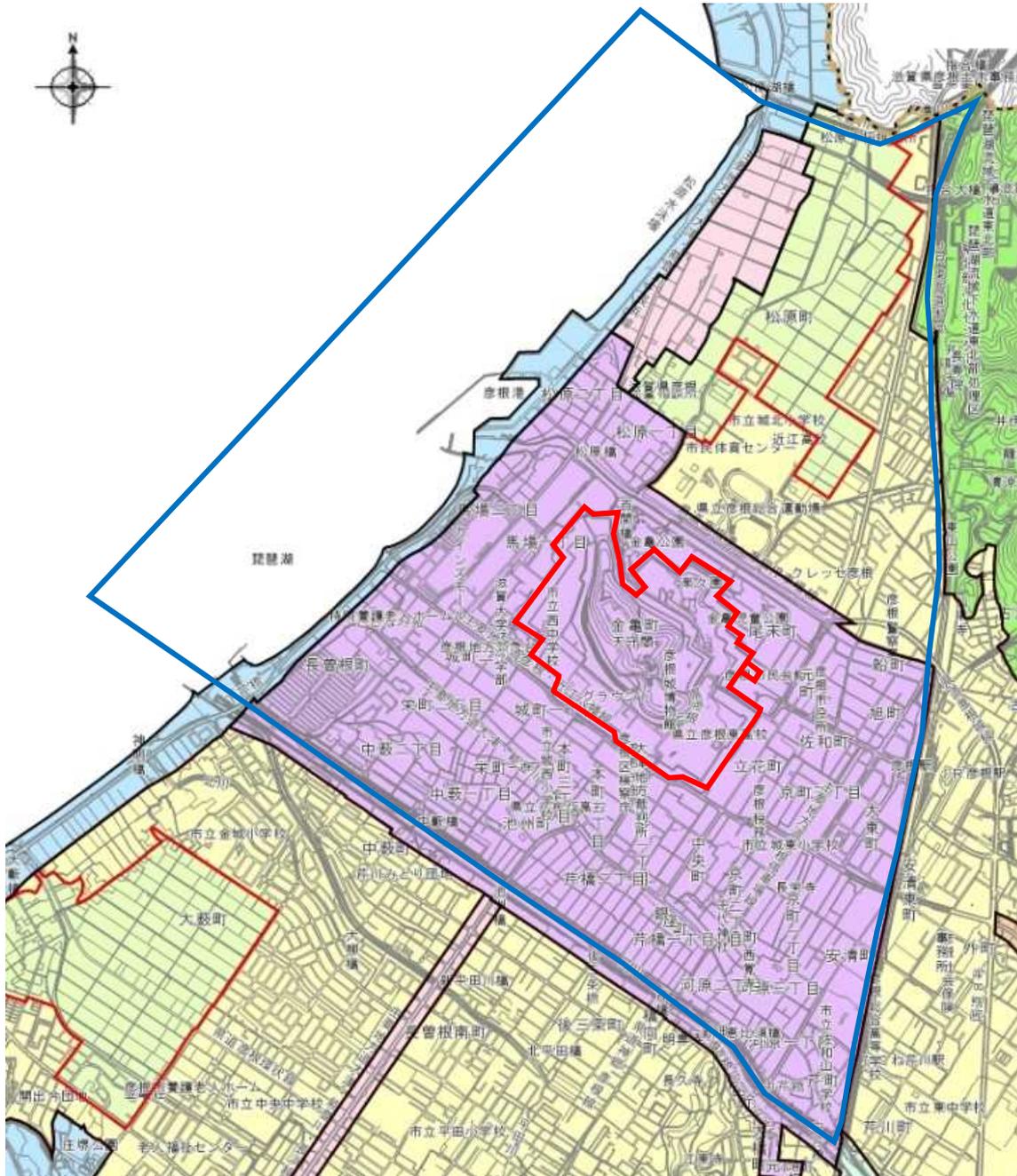
凡例

 資産範囲

SCALE 1 : 8,000



図 2 資産の範囲



凡例

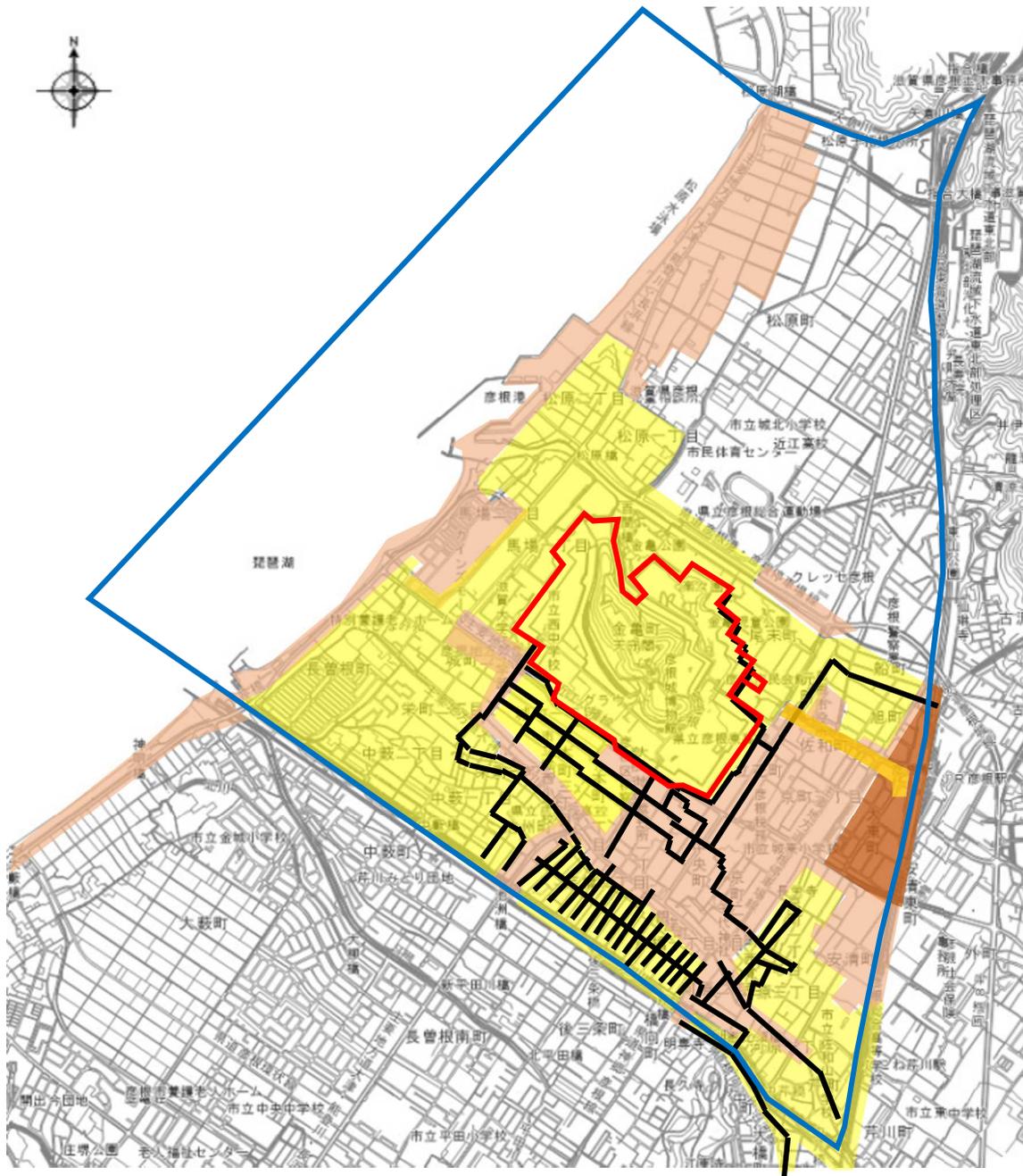
- 資産範囲
- 緩衝地帯

- 城下町景観形成地域、
- 琵琶湖・内湖景観形成地域、
- 朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域、
- 市街地景観ゾーン、
- 田園集落景観ゾーン、
- 山なみ景観ゾーン

SCALE 1 : 25,000



図3 緩衝地帯における景観計画区域（彦根市景観条例／景観計画）



凡例

資産範囲

緩衝地帯

— 10 m、 12 m、 15 m、 20 m、 30 m

SCALE 1 : 25,000



図4 緩衝地帯における建築物の高さ制限（彦根市景観条例／景観計画）

別紙3 滋賀県・彦根市 彦根城世界遺産登録推進学術会議 委員名簿

令和2年3月1日現在
(敬称略、五十音順)

氏名	役職等	専門
稲葉 信子	筑波大学教授	世界遺産学・建築史
清水 重敦	京都工芸繊維大学教授	建築史・都市景観
杉山 清彦	東京大学准教授	東洋史・比較国制史
中井 均	滋賀県立大学教授	日本考古学・城郭史
西 和彦	東京文化財研究所 国際情報研究室長	世界遺産学・建築史
藤井 讓治	京都大学名誉教授	日本近世史
○ 宗田 好史	京都府立大学副学長	都市史・建築史
母利 美和	京都女子大学教授	日本近世史

(○は委員長)

別紙 4 滋賀県・彦根市 彦根城世界遺産登録推進学術会議 開催要項

(目的)

第1条 滋賀県と彦根市との協働により、彦根城の世界遺産の登録に必要な推薦書原案を作成するため、有識者を招聘し、意見交換を行う。

2 意見交換すべき主な課題は、以下の4点とする。

- (1) 顕著な普遍的価値の検討
- (2) 類似資産との比較検討
- (3) 保存管理体制の整備
- (4) 推薦書原案の作成方法

(開催方法)

第2条 主催は滋賀県と彦根市との共同による。

(会議の公開)

第3条 会議は非公開とする。

(会議出席者)

第4条 会議には、第6条により招聘する有識者および以下の職員が出席する。

- (1) 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課職員
- (2) 彦根市市長直轄組織文化財課彦根城世界遺産登録推進室職員（併任を含む）
- (3) その他、滋賀県もしくは彦根市が必要と認める職員

2 会議には文化庁文化資源活用課の担当者にオブザーバーとして臨席を求める。

(開催回数および会場)

第5条 令和元年度内に2回開催することとし、会場は、滋賀県と彦根市の協議によって決定する。

(有識者の選定)

第6条 招聘する有識者は、以下の条件にあてはまる人材から滋賀県および彦根市の協議によって決定する。

- (1) 文化庁から推薦のあった人物
- (2) 彦根市が設置する「彦根城とその関連資産の世界遺産登録にかかる学術検討委員会」の委員（令和元年度）
- (3) その他、滋賀県および彦根市が必要と認める人物

(開催経費)

第7条 経費については、滋賀県および彦根市が負担するものとし、第1回会議は滋賀県が、第2回会議は彦根市が負担する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は滋賀県および彦根市が協働して定めるものとする。

附則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

別紙5 保全状況と資産に影響を与える諸条件

区分	分類		法規制等			保全状況		開発圧力		気象変動				自然災害				来訪者		
	項目	細分	史跡	名勝	有形	自然	河川	道路	その他施設	インフラ	気象変動	酸性雨	大気汚染	外来種等	樹木	台風	大雨洪水		降雪	地震
考古学的遺構	人工地形等		◎			●		一部崩落		景観	要注意			要注意		土砂崩落・流出			崩壊	
	建物等に 関する	地上	◎			●		一部土砂流出	車両圧	破損・景観	要注意			要注意		流出			土砂流出	踏みしめ
		地下	◎			●		良好	車両圧	破損・景観	要注意			要注意		流出			土砂流出	踏みしめ
石垣	水堀と一体		◎			●		一部が崩落	車両圧	景観	要注意			要注意		崩落			崩壊	
	建物と一体		◎		○	●		良好	接触	景観	要注意			要注意		崩落			崩壊	
歴史的建造	その他		◎			●		良好		景観	要注意			要注意		崩落			崩壊	
	文化財建造物		◎		○	●		良好・修理済	接触	景観	要注意			要注意		倒壊・毀損			倒壊	毀損
	史跡構成物件		◎		△	●		良好	接触	景観	要注意			要注意		倒壊・毀損			倒壊	毀損
庭園	名勝構成物件		◎		○	△		良好		景観	要注意			要注意		倒壊・毀損			倒壊	毀損
	御殿(槻御殿)		◎		○	△		建物・修理中			要注意			要注意		倒壊・毀損			倒壊	毀損
水堀	庭園(文宮園)		◎		○			良好・修理中	車両圧		要注意			要注意		倒木・倒壊			倒壊	水位
	内堀		◎			●		良好			要注意			要注意						
その他	中堀		◎			●		良好			要注意			要注意						
	植生	自然	◎			●		良好		景観	要注意			要注意					倒壊	焼失
緩衝地帯	その他	植生	◎			●		良好			要注意			要注意					倒壊	焼失
		その他自然環境	◎			●		良好			要注意			要注意					崩壊	
								良好・一部に 阻害要素	洪滞・ 環境悪 化	環境・ 景観	要注意			要注意		倒壊・毀損			倒壊・崩壊	交通渋滞 等

◎：計画あり

○：今後、計画立案

△：計画を援用

●：規制あり

開発圧力(道路)：基本的に影響のある改修は許可されない。段階的な通行規制を課す。

開発圧力(その他施設)：資産内での影響ある場合は移転を原則としている。その後、公有化を進める。

開発圧力(社会インフラ)：現状で景観や考古学的遺構に影響を与えている部分が多く、計画的な改修・改善が必要となっている。

気象変動：いずれの項目についても、現在は顕著な影響はないが、いずれも観測を強化させる必要がある。

自然災害(台風・大雨)：予防的措置とともに、排水計画を見直す必要がある。

自然災害(地震)：歴史的建造物については、順次、耐震診断、耐震・免震措置を実施。

来訪者：資産内外の適切な動線整備、遺構保護策、監視体制の拡充を進める。